



## 日本国内の人権状況について

人権意識調査アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございます。

こちらの資料にて、日本における人権問題について、改善するために国が取り組むべき点を記載しております。

出典は2017年の日本の普遍的・定期レビュー（UPR）に向けたアムネスティの提言「日本：差別からの保護が不十分」です。UPRとは、すべての国連加盟国の人権状況に関する実績を4年に一度見直すことにより、当該国政府と協力して人権問題を克服し、人権の擁護と推進に関する義務と責任の達成状況を改善する方策を見出すための特別な機会です。

国際人権NGOアムネスティ・インターナショナルは、特に以下の点について、日本に対して人権状況の改善を勧告しております。

### 国内人権機関

- ・パリ原則に即した国内人権機関の設置に向け直ちに行動すること。同機関は、独立性、公平性、信頼性が確保され、公的機関による人権侵害に対する申し立てを検討・対処する権限と、十分な財政的、人的資源を持つものとする。

### 死刑

- ・死刑廃止を視野に入れた死刑の執行停止措置を正式に導入し、すべての死刑判決を減刑すること。
- ・市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止条約）を留保なしで批准すること。
- ・死刑確定者あるいは死刑を求刑されている被疑者について、精神障がいや知的障がいの可能性があれば、専門家の診察を受けさせること。
- ・拘置所の処遇が、国連被拘禁者処遇最低基準規則や国連被拘禁者保護原則などの国際基準に適合していること。

### 差別

- ・性的指向や性自認を含め、あらゆる事由による差別からすべての人を等しく保護する包括的な差別禁止法を導入すること。
- ・すべての人がコミュニケーションの違法な監視から保護される権利を保障されること。扱いに差異が許されるのは、合理的、客観的、合法的、決定的根拠に基づく場合のみである。市民と市民以外という区別、特定の宗教コミュニティを一括りに選び出すなど、一律的区別で差異のある扱いをしないこと。

・公務員による偏見や差別的言動を是正するために、公務員に対し、差別を禁止する法や基準の適用に 関する実践的な研修を実施すること。文化を超えた理解の研修も適宜加えること。

・個人の性自認に基づき、公的な氏名と性別の変更が、わかりやすく、容易で、迅速な手続きで、できるようにすること。また、自認する性への法的変更に求められる要件の中で、精神科医の診断書、性別適合手術や他の治療・医療処置に関するもの、婚姻していないことなど、人権侵害にあたる項目を削除すること。

## 第二次世界大戦前および戦時中の軍による性奴隷制

・軍の性奴隷制により直接、被害を受けた本人および亡くなった被害者とその家族らに対し、国籍を問わず十分かつ中身のある賠償を直ちに提供すること。

・金銭的賠償に加え、社会復帰、補償、再発防止、責任を全面的に認める、与えた損害を公に認める、無条件の謝罪など、生存者が求める対応を取ること。

・賠償請求や裁判所に申し立てるなどの被害者の権利を阻害しかねない政府当局者や公人の声明や提案を否定・反論すること。

・韓国政府、他の被害国の政府と協働し、生存者の意見や要望を考慮した補償策が効果的に機能するようにすること。

・歴史や公文書、日本の教育制度で使用される教科書に旧日本軍による性奴隷制の正確な記載を行い、再発防止に努めること。

## 難民と移民

・難民認定手続きが、難民の地位に関する条約をはじめとする国際法と諸基準に合致した、公正かつ効果的で透明性のある方法で実施されること。

・「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する条約」を留保なく批准すること。

・すべての移住労働者とその家族の権利を、彼らの法的地位に関わりなく保障し、差別なく働くことができるよう適切な措置を取ること。

・移住労働者の人権を侵害したと疑われる雇用者に対し、刑事訴追も含め対応すること。

---

## <参考資料>

アムネスティ・インターナショナル「日本：差別からの保護が不十分：普遍的・定期的レビュー（UPR）に向けたアムネスティの提言（翻訳）」  
▽<https://www.amnesty.or.jp/library/report/pdf/UPR2017.pdf>



アムネスティ・インターナショナル「アムネスティ・レポート 2017/18」  
日本における人権状況  
▽<https://www.amnesty.or.jp/human-rights/region/asia/japan/>

